

非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書

厚生労働省が発表した2011年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子世帯は推計値で123万7,700世帯、父子世帯は22万3,300世帯に上ります。うち「未婚の母」が母子世帯の7.8%、「未婚の父」が父子世帯の1.2%を占め、調査のたびごとに増加しています。

ひとり親世帯の就業状況は「正規の職員・従業員」の割合が減少し、平均年間就労収入は母子世帯181万円、父子世帯360万円となっており、子供のいる全世帯の平均所得と比較すると、母子世帯は44%、父子世帯は69%にしかありません。特に母子世帯の就労収入は死別世帯が256万円、離婚世帯が176万円、未婚世帯が160万円と、特に婚姻歴のないひとり親世帯は極めて低収入状態におかれています。

ところが、税法上の「寡婦」「寡夫」とは、過去に法律婚をしたことのある者に限定されているため、子供を扶養している婚姻歴のないひとり親家庭の父母には、所得税法の定める「寡婦控除」及び「寡夫控除」が適用されません。

加えて、これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及び賃料、保育料などの算定基準とされる結果、同じひとり親でありながら婚姻歴のないひとり親は課税所得が高く設定され、負担が重くなってしまいます。

しかし子供の権利という点で考えれば、親に婚姻歴があろうとなかろうと、生まれてきた子供に責任はありません。世界的に見れば、先進国の多くが婚外子に対する法的な差別を撤廃しており、国連の自由権規約委員会や、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会からも、再三にわたり日本の法律に規定されている婚外子への差別的条項の削除が求められています。

2013年には、結婚していない男女間に生まれた婚外子の相続分を法律婚の子の半分とする、民法の規定の合憲性が裁判で争われましたが、最高裁は違憲の判決を下しました。これを受けて、民法も改正され、婚外子とそうでない子供の相続分は平等になりました。

このような動きから見ても、東大和市議会は、子供の最善の利益を尊重する視点に立ち、親の婚姻歴にかかわらず全ての子供が心身ともに健やかに成長する権利を保障するため、下記の事項を早急に変更するよう強く求めます。

記

1. 国会及び政府は、所得税法・地方税法の寡婦（寡夫）控除に関する規定を改正し、全てのひとり親に適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決日) 平成27年9月18日

(送付日) 平成27年9月18日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣